

令和7年度食料品製造業ビジネスマッチング商談会開催業務委託に係る  
企画提案競技実施要領

**1 業務名**

令和7年度食料品製造業ビジネスマッチング商談会開催業務

**2 業務の目的**

市内中小企業者（製造業者）を対象に販路拡大支援を行うため、食料品製造業ビジネスマッチング商談会を開催する。

**3 業務内容**

別紙「令和7年度食料品製造業ビジネスマッチング商談会開催業務仕様書（案）」のとおり

**4 契約期間**

契約締結の日から令和7年12月26日まで

**5 予算額**

本業務の委託見積限度額は、2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

**6 企画提案競技参加資格**

令和7年5月9日付け告示第649号に定められた資格要件のとおり。（以下、再掲）

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあたっては、次に掲げる(1)から(9)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(7)及び(10)の要件を全て満たし、かつ構成員のいずれかが(8)及び(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係がないこと。ただし、1 共同企業体の構成員間は除く。
- (8) 本告示の日現在において、本市内に法人にあっては本店、個人事業主にあっては主たる事業所を有している者であること。
- (9) 令和4年度以降において、商談会を主催若しくは共催した実績又は国若しくは地方公共団体が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していること。
- (10) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。

## 7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

| 内容                   | 日時                    |
|----------------------|-----------------------|
| 参加資格告示・質問書受付開始       | 令和7年5月9日（金）           |
| 質問書提出期限              | 令和7年5月15日（木）午後5時15分まで |
| 質問書回答期限              | 令和7年5月16日（金）          |
| 参加申出書提出期限            | 令和7年5月21日（水）午後5時15分まで |
| 企画提案競技参加決定通知         | 令和7年5月23日（金）予定        |
| 企画提案書提出期限            | 令和7年5月30日（金）午後5時15分まで |
| 業者選定委員会（プレゼンテーション審査） | 令和7年6月6日（金）予定         |
| 審査結果通知               | 令和7年6月中旬予定            |
| 契約締結                 | 令和7年6月中旬予定            |

## 8 企画提案競技参加申出書の提出

## (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからキまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからキまでの書類を提出することとし、構成員のうち2(9)の要件に該当する者は、ク及びケの書類も併せて提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、ウ及びエの書類の提出を省略することができる。なお、証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。

ア 企画提案競技参加申出書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

エ ウに掲げる以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（原本に限る。）

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3（原本に限る。））

キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分。個人の場合は、確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況が分かる書類

ク 業務実績（様式3）

ケ 令和4年度以降において、商談会を主催若しくは共催した実績又は国若しくは地方公共団体が行う本業務と類似した業務の受託実績を有していることを証する書類（商談会概要、参加企業数及び商談数等が分かるもの）

## 9 企画提案競技参加資格の審査及び通知

提出書類企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年5月23日（金）までに通知する。

## 10 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

### (1) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時15分（必着）

### (2) 受付時間

午後8時30分から午後5時15分まで（直接持参の場合は、土曜日、日曜日並びに正午から午後1時までを除く。）

### (3) 提出書類

#### ① 業務実績（様式3）

参加申出の際に提出したものと同一ものを提出すること。

#### ② 業務の実施体制（様式4）

#### ③ 見積書（様式5）

#### ④ 企画提案書（様式6）

### (4) 提出部数

原本：2部（正本1部、副本1部）

電子データ：各1ファイル（正本、副本）

- ・ 正本の1枚目には、所在地、事業者名、代表者名を記入すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

### (5) 提出方法

#### ① 原本

提出先に郵送又は直接持参

どちらの方法においても、提出期限までに必着とする。

#### ② 電子データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、提出書類①から④をZIPファイルに取りまとめの上、ZIPファイル名を「（提出月日）\_（提出事業者名）\_食料品製造業ビジネスマッチング商談会開催企画提案書」とすること。

### (6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの。
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの。
- ⑤ 「10(3)③ 見積書（様式5）」において「5 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの。

## 1.1 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

### (1) 受付期限

令和7年5月15日（木）午後5時15分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。電話など口頭による照会には回答しない。（アドレス [san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp) ）

(3) 提出様式

質問書（様式7）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(5) 回答

質問及びその回答内容のみについて、令和7年5月16日（金）までに、市のホームページ上で公表することとする。

## 1.2 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案書提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 日時：令和7年6月6日（金）（予定）

② 場所：鹿児島市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室

③ 留意事項

- ・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ・プレゼンテーションに当たっては、提出した企画提案書を中心に説明するものとし、追加資料等の提出は認めない。

(2) 審査項目

① 業務実績、業務の実施体制（業務遂行能力）

② 見積額及び費用の妥当性

③ 企画提案書の提案内容

④ 総合評価（プレゼンテーションにおける総合的な評価）

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

(4) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態であると認めるとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。なお、延期、廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

### 1 3 業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定された企画提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

(2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 契約予定金額

予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

### 1 4 提出書類の取扱い

(1) 提出された申出書等は返却しない。

(2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

(3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。

(4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

(5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。

(6) 鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

### 1 5 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業支援課（みなと大通り別館5階）

TEL 099-216-1323 FAX 099-216-1303

Email [san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp](mailto:san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp)